

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	令和3年3月8日（月）午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 議事堂			
出席委員	委員長	石原 裕介	副委員長	佐藤 茂
	委員	黒川 勝好	委員	伊藤 俊一
	委員	中村 英子	委員	奥田 信宏
	委員	高阪 康彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	上下水道兼 上部水道課長	伊藤 和光	下水道課 長	浅井 修
職務のため 出席した者	議長	安藤 洋一	議事 事務局 長	小島 昌己
	書記	萩野 み代	主任	大竹 孝平
付託事件	議案第11号 蟹江町コミュニティ・プラント整備事業分 担金に関する条例の一部改正について 議案第12号 蟹江町下水道条例等の一部改正について			

○委員長 石原裕介君

皆さん、こんにちは。防災建設常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日、付託案件の審査終了後、理事者退席後、所管事務調査報告についての打ち合わせを行いたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

定足数に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は2件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 石原裕介君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきよう、よろしくお願いいたします。

議案第11号「蟹江町コミュニティ・プラント整備事業分担金に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

質疑ないんですけれども、ちょっと言葉が分からんもんで、お聞きするだけです。

延滞金特例基準割合と書いてあるのは分かるんですけれども、括弧内に平均貸付割合というふうに書いてあるんですが、これ何のことかちょっと分からないんですけれども、なんなんですかね、これは。

平均貸付割合というのが、何かこの法律にあるんですね。租税特別措置法の中に規定する平均貸付割合というのがあって、それが延滞金特例基準割合の括弧内にあるんですけれども、何のことですか分からないので聞くだけです。

○下水道課長 浅井 修君

今、お尋ねのありました平均貸付割合のご説明をさせていただきます。

用語的には、平均貸付割合と一般的に読んでおるんですが、実務といたしましては各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期の貸し付けの平均利率、こちらのほうを平均貸付割合ということで定義をして、計算の根拠とするものでございます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

割合の基準は、9月から8月に貸し付けをしている、その平均割合とイコールだよという、そういう意味なんだね。

(発言する声あり)

そうなんですか。

この平均貸付割合は、じゃどこに誰に貸している平均貸付割合なの。

○下水道課長 浅井 修君

一般的に、市場の市中金利を定めておりますので、そちらのほうということになっております。

○委員 中村英子君

市中金利の平均貸付割合と一緒にだよと、この基準額は。

(「はい」の声あり)

そういう意味なの。

ごめんなさい。分かりましたので。

それは、質問ではなくて、ちょっとその中身が。

○委員 佐藤 茂君

どうもすみません。

先ほど、ちょっと中村さんのほうからあれですけども、私のほうはもっと、最初から申し訳ないですけども、もっと具体的に説明できないですかね、これ。

私も、ようやく読んでいても何かなかなか理解ができないんですけども、もうちょっと具体的な例を挙げて説明していただくとありがたいんですけども。

○下水道課長 浅井 修君

失礼いたします。

確かに、一部改正要点も分かりづらい表現でお示ししてしまいまして、申し訳ございませんでした。

今回、こちらのほうの条例の一部改正につきましては、2点の設定となっております。

1点目といたしまして、延滞金の算定方法を明確にした点でございます。

こちらのほうが、さきに書いてある第1条の改正のところでございます。

あと、2点目といたしまして、延滞金の特例基準割合を適用するというもの、さきにご説

明させていただきました市中金利の実勢を踏まえて、延滞金等の水準について、引き下げを適用するということの2点の大きなものでございます。

具体的に、条例のほうにはもう既にうたってあるところなんです、年14.6%というものが、実際には3年の1月1日以降は8.8%になる、7.3%の部分については実勢金利といたしまして2.5%になるというようなものを適用するためでございます。

以上でございます。

○委員 伊藤俊一君

これ、本当に初歩的なことをお聞きするんだけど、まず提出をされたのが、この議案について、3年の3月2日、そして附則として、これ条例公布の日から施行し令和3年の1月1日から適用すると。

本来でいくと、1月1日から適用するということになれば、普通はそれより前にこういった取り決めをしなきゃいかんというふうに思うんだけど、その辺はどうなってるんかね、これ。

○下水道課長 浅井 修君

今、伊藤議員からご指摘がありました施行日の関係でございます。

今回3月議会に提案をさせていただいたところでございますが、既にこちらのほうが、地方税の改正が令和2年の3月に公布をされておまして、私どものほうの担当課といたしまして、少し見落としをしておったところもございまして、1月1日遡及適用でお願いするものでございます。

さきにご説明させていただきました、実際に金利のほうが、市中金利が下がっておりますので、昨年よりも率といたしましては、下がっておるところを鑑みて遡及適用でお願いしたいと考えておるものでございます。

以上です。

○委員 中村英子君

コミュニティ・プラントは、入っている件数が少ないので、分担金というものが、実際のところ回収されないというのか、延滞金をもらわなきゃいけないような状況があるというのはちょっと考えにくいんですけども、実際にこの対象になることがあるんですか、この分担金に対して。

○下水道課長 浅井 修君

今、お尋ねのありました件でございます。

コミュニティ・プラント事業におきましては、南蟹江団地一帯を150戸ほどの世帯をつないで処理をしております。当初、平成14年度に供用開始をいたしましたが、その当時に更地になっておって、下水につながらないお宅については、賦課保留という扱いをさせていただいております。

実際におうちが建ったときに、分担金を納めていただくという運用をしております。まだ更地になっておる区画もございますので、今後も分担金を賦課する予定がございますので、今回改正するものでございます。

以上です。

○委員 奥田信宏君

今の件に関してですが、要するにもう一つ私が今、心配しているのは、大きい例えば家があって、それを2つに割って、いわゆる不動産業者が売ったりなんかした場合には、その一つ分も32万幾らといったかな、あのときの分担金。それに合わせてその分だけはちゃんとそちらへ取ってもらうようなシステムになっていますよね。

あそこの中は、合併処理槽を出しても使えないふうになっていますかね。そうしていかないと非常に不公平ができるし、今も3件ぐらいやれそうなところが売りに出してみえるので、これはちょっと困ったと思っていたんですが、そういうのを経過を知らない人ですと、つないでしまう可能性があるんじゃないか、ちょっと心配しているんですが、そこら辺はどういうふうになりますか。

その方だと、例えばその当時に1軒について幾らという決め方をして積立てをしているので、それが3分の1になったときに、どういう取り方をするのか。いや、それはそれで別ですよ。全部の分を取って捉えるのかどうなのかもちょっと一遍お聞きをしておきたいと思いますが。

○下水道課長 浅井 修君

今、奥田議員のほうからありました、例えば、今1軒のお宅があって取り壊して2軒の分譲が建つというようなケースを想定しますと、もう既に平成14年度当時から、分担金を頂いておりますので、そちらについては、もう土地に色がついておるという解釈で、分担金は頂くことはございません。

さきに、中村議員のほうに説明しました、新たにまだ賦課保留がしてあって課税をしない、賦課をしなければいけないというケースにつきましては、当時から一度も三十何万円という負担金を頂いていない区画でございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員 奥田信宏君

意味は分かるんですが、例えば普通の下水ですと、平米当たり300円とかいう賦課を、要するに平米300円取ってみえますよね。同じことができないのかと、私が聞いているわけ。そういうふうにはやっていかないと不公平も不公平だし。

それじゃ例えばの話、下水の中でも例えばこれから途中から平米当たりでなしに、それじゃここしか使わんで、この分だけ宅地で、こちらは、ほかっておきますと言われたときに、どういう対応するのか、そこら辺もちょっと違ってくるので、私はどこかで同じようなあれ

にしていかないと、今後下水道のほうのやり方が、これから緑ですとか、ああいう団地の中に入ってくると余計細かくしていかないと、大きい家と小さい家がありますので、そうするとそこら辺のところ、ちょうどこのコミュニティ・プラントのあれがやれることなら、今のうちに条例をつくるなり、改正したらどうかと思うんですが、それはいかがですか。

○下水道課長 浅井 修君

今のご質問でございます。

確かに、公共下水道につきましては、1平米当たり300円という設定をさせていただいておるところでございますが、コミュニティ・プラント事業において、分担金の負担を求めるときに、公共下水道と同じように総事業費の一定割合を負担していただくというルールづくりの下、お願いをしておいた経過がございます。

それで、今の既存の条例のほうにもうたってはあるところでございますが、コミュニティ・プラントの整備事業分担金に関する条例の中では、1平米当たり幾らではなくて、総事業費の割合に応じて分担するという規定になってございますので、そのルールの下、一定の金額を求めて当時から賦課をしておるところでございます。よろしく願いいたします。

○委員 中村英子君

大体、あそこ団地になっているから、住宅が多いんだけれども、例えば50坪とかだと150平米なんだけれども、今も言ったように公共下水道は300円でいいんだけれども、そうすると幾らぐらい、これ対象になっているんですか、例えば50坪で1軒だった場合は。

○下水道課長 浅井 修君

当時の分担金の考え方をひもといて、私も少し勉強させていただいたところでございますが、40坪のお宅でも、極端なお話50坪のお宅でも、1軒当たり、1区画当たり同じ金額で負担をお願いするというところで進めてきたと認識をしております。お願いします。

○委員 中村英子君

そうなの。1戸幾らなの、それで。

○下水道課長 浅井 修君

1軒当たりでございますが、33万8,710円が区画当たりの分担金の金額となっております。以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第11号「蟹江町コミュニティ・プラント整備事業分担金に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第12号「蟹江町下水道条例等の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第12号「蟹江町下水道条例等の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日付託をされました案件は全て終了しました。

委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで防災建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後1時53分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 石原裕介